

1 第166回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第166回国会（常会）は、平成19年（2007年）1月25日に召集された。国会の会期は、当初6月23日までであったが、6月22日に7月5日まで12日間延長され、最終的な会期は計162日間となった。

開会式は、召集日翌日の26日午前11時から、参議院議場で行われた。

(院の構成)

参議院では、召集日の本会議において、外交防衛、文教科学両委員長の辞任を許可し、両委員長の選挙（議長指名）を行った。また、災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODAの6特別委員会に加え、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査（国会法第102条の6の調査をいう。）を行うため委員35名から成る「日本国憲法に関する調査特別委員会」を設置した。

また、1月30日の本会議において、角田副議長の辞任を許可し、副議長の選挙を行い、今泉昭君が当選した。

衆議院では、災害対策特別委員会等7特別委員会を召集日に設置した。また、教育再生に関する特別委員会を4月13日に設置した。

(施政方針演説と主な議論)

1月26日、衆参両院の本会議で政府4演説が行われた。安倍内閣総理大臣は、成長力の強化、再チャレンジが可能な社会の構築、魅力ある地方の創出、行政改革の推進、教育再生、健全で安心できる社会の実現等の基本方針を示し、日本国憲法の改正手続に関する法律案の成立を強く期待するとした。

政府4演説に対する代表質問は、衆議院で1月29日及び30日、参議院で30日及び31日に行われた。

参議院では、格差是正に向けての政策手段、労働法制の整備、公的年金の一元化、教員免許更新制など教育改革の推進、京都議定書の目標達成のための取組、イラクにおける航空自衛隊の活動の在り方、北朝鮮問題、閣僚の問題発言、事務所費を含む政治資金の在り方、参議院における決算の早期審査と予算の効率化への取組、ODAの戦略的な実施等について質疑が行われた。

(議案の審議概況)

今国会において、内閣提出法律案は、今国会提出97件、継続2件のうち90件が成立し、衆議院において9件が継続審査となった。条約は、提出された19件すべてが承認された。

衆議院議員提出法律案は、憲法改正手続法案（第164回国会衆第30号、第164回国会

衆第31号)、年金給付時効特例法案(衆第37号)、政治資金規正法改正案(衆第39号)等20件が成立した。

参議院議員提出法律案は、環境配慮契約法案(参第1号)、救急医療用ヘリ確保法案(参第3号)及び配偶者からの暴力防止・被害者保護法改正案(参第13号)の3件が成立した。

(会期延長)

6月21日、自民、公明両党幹事長から衆参両院議長に対し、議案の審議状況にかんがみ、会期を7月5日まで12日間延長するよう申入れがあった。翌22日、衆議院本会議において、12日間の会期延長が賛成多数で可決された。参議院では会期延長の議決は行われなかった。

会期延長後の6月29日、参議院本会議は、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案を否決した後、休憩した。内閣総理大臣問責決議案を議題としたのは第154回国会以来5年ぶりである。

同日、衆議院において安倍内閣不信任決議案が否決された後、参議院では、本会議を延会して、翌30日未明に社会保険庁改革関連法案、年金給付時効特例法案を可決、内閣委員長の中間報告を求めて国家公務員法等改正案を可決し、今国会の審議を実質的に終了した。

会期最終日の7月5日の参議院本会議において、請願の審査、閉会の手続等が行われた。

なお、会期の延長に伴い、第21回参議院議員通常選挙期日は、当初見込まれていた7月22日から、29日となった。

2 予算・決算

(1) 予算

1月25日(召集日)、平成十八年度補正予算及び平成十九年度総予算が提出され、26日に尾身財務大臣の財政演説が衆参両院の本会議において行われた。

(平成十八年度補正予算)

平成十八年度補正予算は、租税等の增收4兆5,900億円を見込み、国債の発行予定額を2兆5,030億円減額する一方、歳出面で、災害対策費等特に緊要となった事項等について措置を講ずるほか、平成十七年度決算上の財政法第6条剩余金の全額9,009億円を国債の償還に充てることとするものであり、補正後予算の総額は、当初予算に対し歳出・歳入ともに3兆7,723億円増加し、83兆4,583億円となった。

補正予算3案は、衆議院において、自民、公明両党のみで2月1日、2日に予算委員会で質疑を行い、2日に予算委員会、本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、2月1日に予算委員会で趣旨説明を聴取し、5日に、自民、公明両党

のみ出席の下、安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席して質疑を行った後、3案を可決した。

委員会での主な質疑項目は、安倍内閣の構造改革に取り組む決意、補正予算の全体像、沖縄米軍基地問題、地方の行財政改革、学校施設の耐震化、地球温暖化対策、救急医療制度、新型インフルエンザ対策等であった。

補正予算3案は、翌6日の本会議で、民主、共産、社民、国民各会派が欠席する中、可決、成立した。

(平成十九年度総予算)

平成十九年度総予算は、歳出改革路線を強化する中で、成長力強化、再チャレンジ支援、少子化対策、教育再生等に重点的な予算配分を行うとの考え方で編成され、一般会計全体の予算規模は82兆9,088億円(平成18年度当初予算に比べ3兆2,228億円増)となった。歳出面では、政策的経費である一般歳出を46兆9,784億円(同6,124億円増加)にとどめるほか、国債費については、交付税特別会計における借入金の債務償還費の増加1兆7,322億円を含め、20兆9,988億円(同2兆2,372億円増)に増額した。歳入面では、租税等の収入は53兆4,670億円(同7兆5,890億円増)を見込むこととした。これらの結果、新規公債発行額は25兆4,320億円(同4兆5,410億円減)で過去最大の減額幅、公債依存度は30.7%(前年度37.6%)となった。

総予算3案は、1月25日に衆議院に提出され、予算委員会で31日に趣旨説明を聴取、2月9日から質疑を行った後、3月2日に可決、翌3日未明の本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、2月1日に予算委員会で趣旨説明を聴取し、3月5日及び6日に安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席して基本的質疑を行い、その後、一般質疑を行ったほか、集中審議を9日(外交・防衛等)、13日午後(農業・食の安全等)、19日午後(社会保障・雇用・格差等)、26日午前(安全・安心等)に行った。また、公聴会を3月15日に行い、各委員会における委嘱審査を3月20日(常任委員会)及び22日(特別委員会)に行った。3月26日午後、安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席して締めくくり質疑を行った後、3案を可決した。

委員会での主な質疑項目は、安倍内閣の政治姿勢、平成十九年度予算の特色、人口減少の局面でも経済成長が可能とする理由、消費の拡大の重要性、成長力底上げ戦略の具体的な内容、格差の現状の認識、地域格差の拡大への対応、少子化が進んできた原因、子育て支援強化への取組、地域における産科・小児科の医師不足への対応、温室効果ガスの排出量削減目標の達成、能登半島地震による被害の状況及び政府の対応等であった。

平成十九年度総予算3案は、3月26日の本会議に緊急上程され、記名投票の結果、賛成多数で可決、成立した。

（2）平成十七年度決算等の審査

平成十七年度決算及び国有財産関係2件は、平成18年11月21日（第165回国会）に提出され、参議院では同国会において本会議で平成十七年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、決算委員会で全般質疑を行った。

今国会において、決算委員会では、本院予算委員会で平成十九年度総予算を審査中の3月16日、平成十六年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置並びに平成16年度決算審査措置要求決議について政府及び会計検査院の講じた措置について集中的な質疑を初めて行った。その後、4月9日から7回（従来は6回）にわたり省庁別審査を行い、5月28日に締めくくり総括的質疑を行った。

6月11日、安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席して締めくくり総括質疑を行った。同日、適切な措置と結果の報告を内閣及び最高裁判所に求める10項目の平成十七年度決算審査措置要求決議を行い、平成十七年度決算外2件については、賛成多数で是認すべきものと議決した後、6項目から成る内閣に対する警告を全会一致で議決した。また、国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請を行った。

委員会での主な質疑項目は、都道府県労働局における不正経理問題、社会保険庁におけるずさんな年金給付及び年金記録管理、官製談合と天下り、特殊法人の独立行政法人化等に伴う会計処理の見直し、電子申請等のIT利用促進、独立行政法人改革等であった。

6月13日の本会議において、平成十七年度決算外2件は賛成多数で是認され、内閣に対する警告は全会一致で議決された。

3 法律案

（1）憲法改正手続法案（国民投票法案）

第164回国会に衆議院に提出されていた憲法改正手続法案（国民投票法案）の自民・公明案（第164回国会衆第30号）及び民主案（第164回国会衆第31号）の両案は、前国会において同院憲法特別委員会で小委員会を設置し審査を続け、同院で再び継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では委員会で引き続き質疑を行い、4月12日に採決の結果、自民、公明共同提出の併合修正案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号を併合して一案とする）を可決し、修正議決した。翌13日の本会議では、まず民主提出の修正案を否決し、委員長報告のとおり両案を併合して修正議決した。この併合修正により両案は憲法改正手続法案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）として一本化され、衆議院から参議院に提出された。

参議院では、4月16日の本会議で衆議院提出案の趣旨説明及び質疑を行い、翌17日に憲法特別委員会で趣旨説明を聴取した後、質疑を行った。

委員会では、発議者に対する質疑を4月18日、19日、25日、26日に行ったほか、テーマ別の参考人質疑を4月27日（国民投票とメディア規制等）、5月8日（国民投票運動の規制、両院の在り方及び国民投票の無効訴訟等）、10日（投票対象及び最低投票率等）に行った。また、この間、4月24日に名古屋市及び仙台市、5月7日に福岡市及び札幌市、10日にさいたま市及び横浜市の計6都市に委員を派遣して地方公聴会を行った。

5月8日に民主から国民投票法案（参第5号）が提出され、委員会では、翌9日に趣旨説明を聴取した後、衆議院提出案と併せて質疑を行った。5月11日、安倍内閣総理大臣が出席して質疑を行い、更に発議者に対する質疑を行った後、衆議院提出案を可決し、同案に対する附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、国民投票の対象とする案件、投票権者の年齢要件、最低投票率規定の必要性、国民投票の広報の在り方、国民投票運動の規制の在り方、投票無効訴訟手続、憲法審査会の活動内容、合同審査会の在り方等であった。

5月14日の参議院本会議で、衆議院提出案は賛成多数で可決、成立した。

（2）教育改革関連法案

安倍内閣総理大臣は、1月26日の施政方針演説の中で「教育改革を実効あるものとするため、60年ぶりに改正された教育基本法を踏まえ、関係法律の改正案を今国会に提出する」と述べた。3月30日、教員免許更新制の導入、教育委員会制度の改革等を内容とする学校教育法改正案（閣法第90号）、地方教育行政法改正案（閣法第91号）及び教育職員免許法改正案（閣法第92号）が内閣から衆議院に提出された。一方、4月17日、民主から、教育職員免許改革法案外2案（衆第16号～第18号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月17日の本会議で政府案3案及び民主案3案の趣旨説明及び質疑を行った後、教育再生特別委員会で、2月9日に民主から提出された日本国教育基本法案（衆第3号）と併せ計7案の審査を行った。委員会では、5月17日に7案を議了した後民主案4案を否決、政府案3案を可決した。翌18日の本会議で政府案3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同18日、民主から、日本国教育基本法案外3案（参第6号～第9号）が提出された。

5月21日、参議院本会議で政府案3案及び民主案4案の趣旨説明及び質疑を行った。

文教科学委員会では、翌22日に趣旨説明を聴取した後、質疑を行った。その後、政府及び発議者に対する質疑を5月24日、29日、31日、6月5日、7日、14日に行い、参考人質疑を5月31日、6月7日、公聴会を6月15日に行った。この間、6月11日に水戸市及び横浜市、12日にいわき市及び名古屋市に委員を派遣して地方公聴会を行った。6月19日、政府案3案を可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、規範意識等を養うための具体的な教育内容、副校长等の新たな職を導入する目的とそれぞれの職の役割、文部科学大臣が定める学校評価に関する評価項目等の強制力の有無、教育委員会の現状と活性化に向けた方策の実効性、文部科学大臣による是正の要求、指示に至る事前手続の在り方、私立学校の自主性を尊重する必要性、免許状更新講習の内容及び10年経験者研修との相違、免許状更新講習の受講機会を確保する具体策と受講費用負担の在り方、指導が不適切な教員の認定手続における公正性の確保、国の教育予算増額の必要性等であった。

翌6月20日の本会議において、民主から提出された文教科学委員長狩野安君解任決議案を否決した後、政府案3案は、記名投票により採決の結果、賛成多数で可決、成立した。

(3) イラク人道復興支援特措法改正案（法の期限の2年延長）

イラク人道復興支援特措法改正案（閣法第89号）は、イラク人道復興支援特別措置法に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動を引き続き行うため、法の期限を2年延長しようとするものであり、3月30日に内閣から衆議院に提出された。民主からは、4月19日、同法の廃止法案（衆第19号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月24日の本会議で両案の趣旨説明及び質疑を行い、5月14日のイラク支援特別委員会で議了した後、翌15日の本会議で廃止法案を否決、改正案を可決し、改正案は参議院に送付された。

参議院では、5月23日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行い、外交防衛委員会で31日に趣旨説明を聴取、6月5日、7日、19日に質疑を行った後可決した。

委員会での主な質疑項目は、イラクにおける自衛隊の活動の成果と今後の役割、特措法を2年間延長する理由、自衛隊撤収に向けての出口戦略、派遣自衛隊員の安全確保策、米国等による対イラク武力行使を我が国が支持した理由、陸上自衛隊情報保全隊によるイラク派遣に係る情報収集活動、イラクにおける治安情勢等であった。

翌6月20日の本会議において、民主から提出された外交防衛委員長田浦直君解任決議案を記名投票により否決した後、改正案は、記名投票により採決の結果、賛成多数で可決、成立した。

(4) 社会保険庁改革関連法案及び年金給付時効特例法案

(社会保険庁改革関連法案)

公的年金の運営を担う社会保険庁については、国民年金保険料の未納情報閲覧、不正免除等、事業運営に関する様々な問題が生じていたところ、公的年金制度の運営体制を再構築するため、第164回国会に政府から社会保険庁の廃止及び「ねんきん事業機構」の設置等を内容とする関連法案が提出されたが、前国会で廃案となっていた。

3月13日、新たな社会保険庁改革関連法案（閣法第78号、第79号）が衆議院に提出された。同法案は、社会保険庁を廃止し、非公務員型の法人として「日本年金機構」

を設立するほか、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入すること等を内容とするものであった。

5月7日、民主から、「年金信頼回復3法案」として、社会保険庁を廃止し国税庁を中心として構成する歳入庁を新設しすること等を内容とする歳入庁設置法案外2案（衆第23号～第25号）が衆議院に提出された。

衆議院では、翌5月8日の本会議で政府案2案及び民主案3案の趣旨説明及び質疑を行い、25日の厚生労働委員会で政府案2案を可決した。

（年金給付時効特例法案）

公的年金制度の運営をめぐっては、すべての公的年金制度で共通して使用される基礎年金番号に統合されていない年金記録が約5,000万件に上り、本来受け取れる年金額の支給に結びつかないおそれが生じている問題が、衆議院の予備的調査や社会保険庁改革関連法案の審議の過程で浮かび上がった。この問題に関しては、5月7日に、民主から、適正な年金支給を確保するために年金記録の全数調査を行い、記録や支給の適正化を図ることを内容とする年金個人情報関係調査実施法案（衆第25条）が「年金信頼回復3法案」の一つとして衆議院に提出されていた。

同月29日、自民、公明から、年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利について消滅時効の特例を設けること等を内容とする年金給付時効特例法案（衆第37号）が衆議院に提出され、同日、議院運営委員会の採決により厚生労働委員会に付託された。同委員会では、翌30日に同案の趣旨説明の聴取及び質疑を行い、委員長不信任動議を否決した後、同日中に同案を可決した。

（衆議院本会議における採決）

翌5月31日の衆議院本会議では、民主、社民、国民の共同提案で提出された議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案、厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案及び厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案を記名投票により順次否決した。次いで、社会保険庁改革関連法案2案及び年金給付時効特例法案を一括して議題とし、委員長報告を行い、討論に入った後延会した。翌6月1日未明に開会した本会議では、討論の後、3案はいずれも記名投票により可決し、参議院に送付・提出された。

（参議院における審議）

参議院では、6月4日の本会議で社会保険庁改革関連法案2案の趣旨説明及び質疑を行い、翌5日に厚生労働委員会で両案及び年金給付時効特例法案の趣旨説明を聴取した。委員会では、政府及び発議者に対する質疑を同日、7日、12日、14日、19日、21日、参考人質疑を8日、18日に行った。また、13日、社会保険業務センター等における年金記録管理の実情の視察を行った。国会会期延長後の6月28日、質疑を行った後、採決を行い、政府案3案を可決した。

委員会での主な質疑項目は、未統合の年金記録問題が生じた要因及び責任の所在、

未統合年金記録の統合作業の進め方、総務省に設置する第三者委員会の役割、社会保険庁を廃止し日本年金機構を創設する理由、年金事務費の財源と使途の在り方、国民年金保険料納付率の向上に向けた取組等であった。

翌6月29日午後に開会した本会議では、民主、社民、国民の共同提案で提出された厚生労働大臣柳澤伯夫君間責決議案及び内閣総理大臣安倍晋三君間責決議案について順次記名投票により否決した後、休憩した。その間、衆議院で、安倍内閣不信任決議案が民主、社民、国民の共同提案で提出され、本会議で記名投票によりこれを否決した。その後、参議院本会議が再開され、民主、社民、国民の共同提案で提出された厚生労働委員長鶴保庸介君解任決議案を記名投票により否決した後、延会した。

翌30日未明に開かれた本会議で、政府案3案を前会に引き続き議題とし、委員長報告を行い、再付託動議を記名投票により否決した後、3案は、記名投票により採決の結果、賛成多数で可決、成立した。

(5) 国家公務員制度改革関連法案（天下り規制等）

国家公務員法等改正案（閣法第96号）は、人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置、官民人材交流センターの設置等について定めるものであり、4月25日に内閣から衆議院に提出された。

5月9日、民主から、天下りを原則禁止とする期間を離職後2年間から5年間に拡大し、規制の対象となる天下り先を特殊法人、独立行政法人、公益法人等に拡大することを内容とする国家公務員法等改正案外2案（衆第27号、第28号、第30号）が衆議院に提出された。

衆議院では、5月15日の本会議で4案の趣旨説明及び質疑を行い、6月6日に内閣委員会で議了した後、翌7日の本会議で民主案3案を否決、政府案を可決し、政府案は参議院に送付された。

参議院では、6月11日の本会議で政府案の趣旨説明及び質疑を行い、内閣委員会で翌12日に趣旨説明を聴取、同日及び14日に質疑、18日に参考人質疑、19日、国会会期延長後の27日及び28日に質疑を行った。

委員会での主な質疑項目は、公務員制度改革の基本法制に先行して法案を提出する理由、中央人事行政機関の在り方、法案による天下り規制の実効性、ハローワークとは別に官民人材交流センターを設置する必要性、再就職に係る事前規制を廃止する理由、能力・実績主義及び人事評価の在り方、国家公務員のキャリア制度の見直し、公務員に対する労働基本権付与の是非等であった。

6月30日未明に開かれた本会議で、国家公務員法等改正案についての中間報告の動議を記名投票により可決し、内閣委員長から中間報告が行われ、民主、社民、国民は退席した。同案を本会議で直ちに審議することの動議を押しボタン式投票により可決

し、同案は、採決の結果、賛成多数で可決、成立した。

(6) 米軍再編特措法案

米軍再編特措法案（閣法第27号）は、平成18年5月に日米安全保障協議委員会で承認された在日米軍（駐留軍）等の再編を実現するために、再編により負担が増加する防衛施設の周辺市町村に対する再編交付金の交付、国際協力銀行の業務の特例（在沖縄海兵隊のグアム移転を促進するために必要な事業に係る資金の出資、貸付け等の業務を行うことを可能とする）等について定める平成29年3月31日までの限時法であり、2月9日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、3月23日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行い、4月12日の安全保障委員会で可決、翌13日の本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、4月25日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行った後、外交防衛委員会で5月8日に趣旨説明を聴取、10日に質疑、14日から15日まで委員派遣（沖縄県）、17日に質疑、22日に安倍内閣総理大臣が出席して質疑を行い、更に質疑を行った後、賛成多数で可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、米軍再編の背景と今後の日米同盟の在り方、再編実施に当たっての地元自治体の理解と協力、再編に係る我が国の経費負担総額、再編交付金の交付基準の明確化、我が国が負担するグアム移転経費の積算根拠と経費の抑制、日米間のグアム移転経費に係る合意と国会承認条約との関係、国際協力銀行によるグアム移転事業に対する出資、融資と資金回収の可能性等であった。

翌5月23日の本会議で、法案は賛成多数で可決、成立した。

(7) 少年法等改正案（少年院送致下限年齢の引下げ等）

少年法等改正案（第164回閣法第44号）は、少年非行の現状に適切に対処するため、いわゆる触法少年及びぐ犯少年に係る事件についての警察官による調査手続、少年院送致の下限年齢（現行法では「14歳以上」）の撤廃、保護観察中の遵守事項違反の場合の少年院送致等、国選付添人制度の新設等について定めるものであった。改正案は第164回国会に内閣から衆議院に提出された後、同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、4月18日の法務委員会で修正議決、翌19日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、参議院に送付された。衆議院で修正された部分は、触法少年に係る事件の調査の要件の明確化、ぐ犯少年に係る事件の調査に関する規定の削除、少年院送致の下限年齢（原案では撤廃）を「おおむね12歳以上」とすること等であった。

参議院では、4月27日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行い、法務委員会で5月8日に趣旨説明を聴取、15日に質疑、17日に参考人質疑及び視察、22日に質疑、24日に厚生労働委員会との連合審査会を行い、更に質疑を行った後、採決を行い、少年院送致の下限年齢を「おおむね14歳以上」とすることを内容とする民主提案の修正案

を否決、政府案を原案どおり可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、少年非行の動向、触法少年事件に対する警察官による調査の在り方及び権利保障の必要性、小学生を少年院に送致することの妥当性、遵守事項違反を理由とする少年院送致処分の妥当性、少年犯罪を根絶するための方策、児童相談所及び児童自立支援施設の課題等であった。

翌5月25日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

(8) 犯罪被害者権利利益保護のための刑事訴訟法等改正案（被害者参加制度等）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等改正案（閣法第77号）は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るために、被害者参加制度、犯罪被害者等の情報保護制度、犯罪被害者等による損害賠償命令の申立て等、公判記録の閲覧及び贈写の範囲拡大、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置等について定めるものであり、3月13日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、5月17日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、6月1日の法務委員会で修正議決、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、参議院に送付された。衆議院で修正された部分は、施行後3年の経過後に検討等を行う等の規定の追加であった。

参議院では、法務委員会で6月7日に趣旨説明を聴取、12日に質疑、13日に参考人質疑、14日に視察及び質疑、19日に質疑を行った後、採決を行い、弁論としての意見陳述からの求刑の除外等を内容とする民主提案の修正案を否決、政府案を原案どおり可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、犯罪被害者の刑事裁判への関与の在り方、被害者の参加が被告人や裁判員に与える影響、損害賠償命令制度導入の意義と実効性、訴訟参加及び損害賠償命令の対象事件範囲拡大の必要性等であった。

翌6月20日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

(9) パートタイム労働法改正案

短時間労働者雇用管理改善法（パートタイム労働法）改正案（閣法第37号）は、文書の交付等による労働条件明示の義務付け、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止、通常の労働者と均衡のとれた待遇の確保のための賃金・教育訓練・福利厚生に係る措置、通常の労働者への転換の推進等について定めるものであり、2月13日に内閣から衆議院に提出された。3月27日、民主からの対案（衆第9号）が衆議院に提出された。衆議院では、厚生労働委員会で両案の審査を行った後、4月18日の委員会で政府案を可決した。政府案は、翌19日の本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、5月9日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、厚生労働委員会で翌10日に趣旨説明を聴取、15日に質疑、16日に参考人質疑、17日及び22日に質疑を行

い、質疑を終局した。23日には都内において短時間労働者の労働の実情等を観察した。24日の委員会で、共産、社民共同提出の修正案を否決、政府案を原案どおり可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、差別的取扱いをしてはならない労働者の要件の妥当性、改正法の実効性確保策、改正内容を周知徹底する必要性、有期契約労働者等の均衡待遇を図るための法整備の必要性等であった。

翌5月25日の本会議で、政府案は賛成多数で可決、成立した。

(10) 政治資金規正法改正案

平成18年12月下旬以降、与野党の複数の国会議員について政治資金収支報告書の記載をめぐる問題が相次いで報じられ、同月28日には佐田内閣府特命担当大臣が政治資金収支報告に関し不適切な処理があったとして国務大臣を辞任した。こうした政治資金の使途をめぐる問題を踏まえ、政治資金収支報告書における経常経費等の透明性の向上を図るための政治資金規正法改正案が与野党双方で取りまとめられ、3月6日に民主案（衆第6号）、5月30日に自民・公明案（衆第39号）が、衆議院に提出された。

衆議院では、6月13日の倫理選挙特別委員会で自民・公明案を可決し、翌14日の本会議において、民主提出の修正案を否決、原案を可決し、自民・公明案は衆議院から参議院に提出された。

この自民・公明案の主な内容は、資金管理団体による不動産の取得等の制限、資金管理団体による光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の支出についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け等であった。

参議院では、6月15日、民主から対案（参第12号）が提出された。同案は、政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等の制限、政治団体による光熱水費等についての支出の明細、人件費についての人数の記載の義務付け、収支報告書記載等に係る基準額の引下げ（1件1万円超）等を内容とするものであった。

両案は倫理選挙特別委員会に付託され、6月19日に両案の趣旨説明を聴取、国会会期延長後の28日に質疑を行った後、自民・公明案を可決した。

委員会での主な質疑項目は、両改正案提案に至る背景と政治資金の位置付け、本改正案の実効性と政治資金の透明性確保、支出明細の記載と領収書の添付の義務付けを5万円以上とした理由、規制対象を資金管理団体に限定する根拠、資金管理団体に対する不動産取得制限の意義、政治資金の透明性確保と事務負担のバランス、収支報告書に対する外部監査義務付けの必要性等であった。

自民・公明案は、6月29日の本会議で、賛成多数で可決、成立した。

4 調査会

第161回国会に設置された国際問題に関する調査会、経済・産業・雇用に関する調査会、少子高齢社会に関する調査会は、次の表のとおり、3年間の調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、本会議で口頭報告を行った。

報告書名	調査テーマ	提出年月日	本会議口頭報告年月日
国際問題に関する調査報告	多極化時代における新たな日本外交	19. 6. 8	19. 6. 13
経済・産業・雇用に関する調査報告	成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応	19. 6. 8	19. 6. 13
少子高齢社会に関する調査報告	少子高齢社会への対応の在り方について	19. 6. 8	19. 6. 13

(国際問題に関する調査報告)

国際問題に関する調査会は、「多極化時代における新たな日本外交」を調査テーマとして、日本のアジア外交、日本の対米外交、日本の対EU外交及び国際社会の責任ある一員としての日本の対応について3年間にわたり調査を行った。最終報告には、調査の経過のほか、日中両国の相互理解と互恵関係の構築など15項目の提言が盛り込まれた。

(経済・産業・雇用に関する調査報告)

経済・産業・雇用に関する調査会は、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」を調査テーマとして3年間にわたり調査を行い、最終年である3年目はワーク・ライフ・バランスへの取組等について調査を行った。

なお、同調査会におけるこれまでの調査を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案が取りまとめられた。決議案は、同調査会委員が発議者及び賛成者となって6月8日に提出され、13日の本会議で可決された。

(少子高齢社会に関する調査報告)

少子高齢社会に関する調査会は、「少子高齢社会への対応の在り方について」を調査テーマとして、少子化の要因及び社会・経済への影響、少子高齢社会の課題と対策等について3年間にわたり調査を行った。最終報告には、調査の経過のほか、当面の課題として、仕事と生活の調和の推進、妊娠・出産に向けた環境整備、医療・介護の充実に向けた環境整備、生活保障基盤及び住生活環境の整備の4つの柱から成る19項目の提言が盛り込まれた。

5 その他国政調査等

(1) 国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会では、小沢一郎民主党代表と安倍内閣総理大臣との間で2回討議を行った。

5月16日には、総理の防衛大学校卒業式における訓示の真意、教育関連3法改正による教育委員会制度の位置付け、薬害肝炎訴訟判決とその対応策等について、5月30日には、社会保険庁改革法案の審議、納付者不明の年金記録に係る責任の所在と対応策、年金給付時効特例法案の是非等について討議が行われた。

(2) ODA特別委員会（中間報告）

第164回国会（平成18年）において設置されたODA特別委員会は、これまで、参議院政府開発援助調査派遣団の報告の聴取、意見交換、委嘱審査におけるODA関係予算の一括審査、来日中の被援助国要人の招致、参考人質疑などによる調査を進めてきた。

第166回国会においては、3月22日、平成十九年度総予算の委嘱審査において、昨年度と同様、外務、財務、文部科学省等の13府省庁に計上され、これまで別々に審査されていたODA関係予算を横断的に一括して審査した。

また、5月16日、来日中のプアソーン・ラオス首相の出席を得て、我が国のODAの効果や問題点などについて意見交換し、被援助国の考えを聴取した。

さらに、会期中において、集中的に内外の研究者や実務者を招き、ODAと外交戦略、東アジア援助、平和構築、アフリカ支援、NGOや企業活動の視点から見た援助政策などのテーマ別に参考人に対する質疑及び意見表明を行った。

6月13日、上記調査を踏まえ、ODAを始めとする我が国の国際援助・協力の在り方について国会からの考え方を発信し、ODA政策に反映させるため、政府開発援助等に関する調査報告（中間報告）を議長に提出することを決定し、同日、中間報告を踏まえ、安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣及び緒方国際協力機構（JICA）理事長に対し質疑を行い、15日の本会議において委員長から口頭報告を行った。

なお、同調査報告書では、「新たな国際援助の在り方に向けて」と題する7項目から成る提言を行っている。

6 参議院改革の動き等

（参議院改革協議会）

参議院改革協議会では、平成18年12月25日及び19年2月14日に協議会を開き、参議院選挙制度の改革について学識経験者から意見の聴取及び質疑を行った。

（第1回日中議員会議）

参議院と中華人民共和国全国人民代表大会（全人代）との定期交流メカニズム創設に関する覚書（平成18年10月の議長訪中時に署名）に基づき、平成19年3月23日及び

26日、参議院内で第1回目中議員会議を開催した。23日に第1セッション（政治・安全保障）、26日に第2セッション（経済）及び第3セッション（環境・エネルギー）を行った。各セッションには参議院代表団と全人代代表団が出席し、両代表団からの基調報告及び意見交換を行った。

（憲法施行60周年記念行事）

4月25日、日本国憲法施行60周年記念式が衆参共催で憲政記念館において行われ、衆議院議長、参議院議長が式辞、内閣総理大臣、最高裁長官が祝辞を述べた。記念式に先立って記念植樹が行われた。なお、衆議院では、5月3日及び4日に特別参観を実施した。

（参議院60周年記念事業）

参議院では、平成19年5月20日に参議院開設60周年を迎えることを記念して、各種記念事業を開催した。同月19日及び20日の両日に開催した国会議事堂の特別参観では、中央玄関から議事堂に入り第一委員会室や議場内を巡る特別参観コースを設定し、2日間で約2万人の参観者が訪れた。また、両日、高校生を対象に法律案の委員会・本会議審議を模擬体験する機会を提供する特別体験プログラムを開催した。このほか、中学生及び高校生を対象とした記念論文募集（5月13日に表彰式）、記念植樹式及び記念祝賀会（5月18日）等が行われた。